

## 第1篇 JRの運賃・料金

Introduction 1：はじめに

No.1：JR運賃・料金 ①（運賃と料金、乗車券類の発売時期、年齢区分）

No.2：JR運賃・料金 ②（運賃の算出）

No.3：JR運賃・料金 ③（運賃計算の特例）

No.4：JR運賃・料金 ④（運賃の割引）

No.5：JR運賃・料金 ⑤（料金の種類）

No.6：JR運賃・料金 ⑥（料金計算の例外）

**番外**：山陽・九州新幹線、東北・北海道新幹線の料金

No.7：JR運賃・料金 ⑦（乗継割引）

No.8：JR運賃・料金 ⑧（団体旅客の取扱い）

No.9：JR運賃・料金 ⑨（乗車券類の有効期間）

No.10：JR運賃・料金 ⑩（乗車券類の払戻し）

No.11：JR運賃・料金 ⑪（乗車変更、運行不能、列車の遅延、乗車券類の紛失）

## 第2篇 貸切バスの運賃・料金計算

No.12：貸切バスの運賃・料金

## 第3篇 宿泊料金の計算

No.13：宿泊料金の計算

## 第4篇 フェリーの運賃・料金計算

No.14：フェリーの運賃・料金の計算 本資料に掲載

## 第5篇 国内航空の運賃・料金の計算

No.15：国内航空の運賃・料金 ①（航空運賃と航空券の規則）

No.16：国内航空の運賃・料金 ②（さまざまな航空運賃）

# No. 14：フェリー運賃・料金

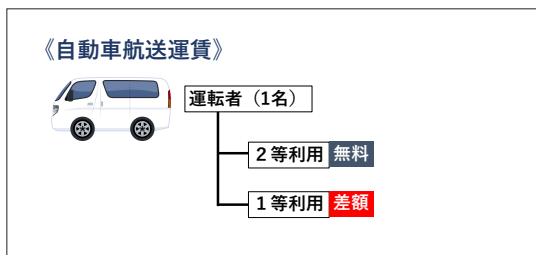
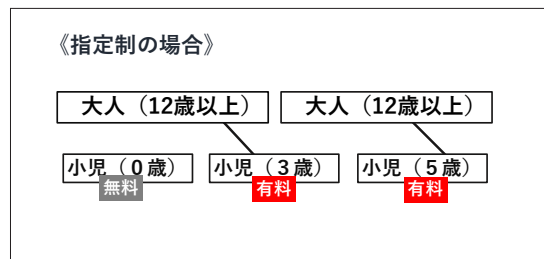
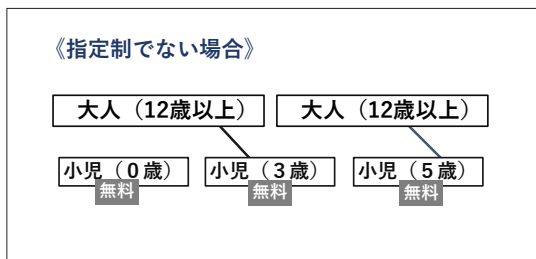
この分野も宿泊計算と同様に、例年総合・国内管理者ともに1問出題されています（配点は4点）。  
運賃・料金は船会社が定め、特に複雑な規定はありません。出題内容はフェリー約款（海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款）の規定をもとに、具体的な乗船客の組み合わせ（大人・小児・乗用車など）をテーマにした出題が大半を占めています。この分野も約款の規定の復習が重要です。 **ここも得点源になります。**

## 1. 運賃・料金に関する約款の規定

<旅客の運賃・料金の例>

1等座席・船室（ <b>指定制</b> ）	（大人）3,000円	（小児）1,500円
2等座席・船室（自由席）	（大人）2,400円	（小児）1,200円
自動車航送運賃	（4m未満）18,000円	（5m未満）25,000円
特殊手荷物運賃	（自動二輪）5,000円（原動機付き自転車）3,000円（自転車）1,000円	

- ① 大人運賃：12歳以上の者（小学生を除く）に適用します。
- ② 小児運賃：12歳未満の者及び12歳以上の**小学生**に適用します。  
ただし以下の場合、小児は無料になります。  
ア. **1歳未満**  
イ. 大人に同伴されて乗船する1歳以上の小学校に就学していない**小児1名**  
（**指定制**の座席を利用するときはこの規定は適用されず、小児運賃が必要） **ここは重要**
- ③ 自動車航送運賃：自動車の運転者**1名**が**2等船室**に乗船する場合の運賃が含まれています。  
1等座席・船室を利用するときは**差額**を支払います。



## 2. 前記運賃・料金を適用した運賃・料金の適用例（前頁の運賃を適用）

- ① 大人2人と11カ月の小児が、2等船室を利用する場合  
→ 1歳未満の小児は**無料**であり、 $2,400 \text{ 円} \times 2 = 4,800 \text{ 円}$ 。
- ② 大人2人と小学生1人と5歳児1人が、**2等船室**を利用する場合  
→ 5歳児は大人に**同伴**されているため**無料**であり、 $2,400 \text{ 円} \times 2 + 1,200 \text{ 円} = 6,000 \text{ 円}$
- ③ 大人2人が、乗用車（4m未満）で2等船室を利用する場合  
→ 運転者1人の2等船室運賃は**自動車航送運賃**に含まれているため、  
 $2,400 \text{ 円} + 18,000 \text{ 円} = 20,400 \text{ 円}$
- ④ 大人2名と小学生1人と5歳児1人が、乗用車（4m未満）で1等船室（**指定制**）を利用する場合  
→ 運転者1人は1等と2等の**差額**が必要で、5歳児は1等船室を利用しているので小児運賃を適用  
 $3,000 \text{ 円} + (3,000 \text{ 円} - 2,400 \text{ 円}) + 1,500 \text{ 円} \times 2 + 18,000 \text{ 円} = 24,600 \text{ 円}$

ここは頭に入るまで、何回も確認しましょう。

## 3. 払戻しに関する約款の規定

船会社は、次のいずれかに該当する場合は、当該乗船券の発売営業所等において、以下に定める額の運賃及び料金を払い戻します。

- (1) 旅客が、**入船前**の船便の**指定のない乗船券**について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合  
⇒ 券面記載金額（手数料は **200 円**）
- (2) 旅客が、**入船前**の**指定便に係る乗船券**について、発航前に払戻しの請求をした場合  
⇒ 券面記載金額  
（手数料）発航の **7 日前まで** **200 円**  
発航の**前々日まで** 券面記載の **1 割**相当額（最低 200 円）  
発航**時刻まで** 券面記載の **3 割**相当額（最低 200 円）
- (3) 特別急行料金又は急行料金を収受する船便（以下「**急行便**」）が、当該急行便の所定の所要時間以内の時間で当社が定める時間以上**遅延**して到着した場合において、当該急行便の旅客が払戻しの請求をしたとき。 ⇒ 収受した**特別急行料金又は急行料金の額**（手数料は不要）  
乗船券（運賃）ではありません。
- (4) 船会社が**運航中止措置**をとった場合に、旅客が運送契約を解除し、払戻しの請求をしたとき。  
⇒ 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃及び料金の額との**差額**（手数料は不要）

## [Check Test No. 15]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) フェリーの運賃は、小学生には小児運賃が適用される。( )
- (2) フェリーの運賃は、3歳未満の小児は常に無料になる。( )
- (3) フェリーの運賃は、大人に同伴されて乗船する1歳以上の小学校に就学していない小児は2名までが無料になる。( )
- (4) フェリーの自動車航送運賃には、運転者1人の2等運賃が含まれている。( )
- (5) 大人2人と小学生2人が、車1台とともにフェリーの2等船室に乗船するときは、大人運賃が2人と、小児運賃2人と、自動車航送運賃が必要である。( )
- (6) 大人1人が自転車とともにフェリーに乗船するときは、大人1人の運賃と特殊手荷物料金が必要である。( )
- (7) フェリーに自動二輪を持ち込むときは、自動車航送料金が必要になる。( )
- (8) 発航日の10日前に、入鉄前の指定便に係る乗船券の払い戻しをするときは、手数料として券面記載の1割(最低200円)が必要である。( )
- (9) 発航日の当日の発航時刻までに、入鉄前の指定便に係る乗船券の払い戻しをするときは、手数料として券面記載の3割(最低200円)が必要である。( )
- (10) 急行便が所定の所要時間以内の時間で船会社が定める時間以上遅延して到着した場合、運賃と急行料金が払い戻される。( )

## Check Test 解答・解説 No.15

- (1) ○：フェリーの運賃は満12歳以上から大人運賃を適用しますが、**小学生**であれば小児運賃を適用します。
- (2) ×：常に無料になる小児は、**満1歳未満**です。(大人に同伴されていれば、小学校入学前の1歳以上の小児1名が無料になります。)
- (3) ×：前問の解説の通り、大人に同伴されている1歳以上の小学校に就学していない小児は、**1名**が無料になります。
- (4) ○：その通りです。
- (5) ×：大人2名のうち1名は運転者として、**2等運賃**が自動車航送運賃に含まれています。よって、大人運賃は1名です。
- (6) ○：自転車をフェリーに持ち込むときは、**特殊手荷物料金**が必要です。
- (7) ×：自動二輪をフェリーに持ち込むときは、**特殊手荷物料金**が必要です。
- (8) ×：入鉄前の指定便に係る乗船券の払い戻しに関する手数料は、発航日の7日前までは**200円**です。
- (9) ○：入鉄前の指定便に係る乗船券の払い戻しに関する手数料は、発航前日から発航時刻までは券面額の**3割**相当額(最低200円)です。
- (10) ×：フェリーの急行が一定時間以上遅延したときは、**急行料金**が払い戻されます。運賃は払い戻されません。